



鳥取県公報

令和7年3月4日（火）
第9674号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（102）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退の届出（103）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可（104）（道路建設課）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業等を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目12-41	ひだまり訪問看護ステーション	米子市車尾南一丁目12-41	令和7年1月31日

鳥取県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所の指定を辞退した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人くまの歯科医院	倉吉市西町2702	令和7年2月28日

鳥取県告示第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 3・3・7号米子駅境線
- 3 事業施行期間
令和4年3月29日から令和10年3月31日まで
(変更前 令和4年3月29日から令和8年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

変更なし